

4月8日(日)山梨県議会議員 4月22日(日)都留市議会議員

選挙が行われます

問合せ 選挙管理委員会

平成19年4月8日の山梨県議会議員選挙と4月22日の都留市議会議員選挙が統一地方選挙として行われます。次の事項に注意し、棄権することなく必ず投票しましょう。

区 分	山梨県議会議員一般選挙	都留市議会議員一般選挙
投票日	4月8日(日) 投票時間 午前7時～午後8時	4月22日(日) 投票時間 午前7時～午後8時
投票のできる人	昭和62年4月9日以前に出生し、平成18年12月29日以前から都留市の住民基本台帳に記録されている方 選挙人名簿登録後に県内へ転出された方はいずれかの市町村長が発行する居住証明書が必要です。	昭和62年4月23日以前に出生し、平成19年1月14日以前から都留市の住民基本台帳に記録されている方
投票のできない人	投票日までに県外へ転出された方 平成18年12月30日以後に転入された方 法律で定められた事項の該当者	投票日までに市外へ転出された方 平成19年1月15日以後に転入された方 法律で定められた事項の該当者
期日前投票	3月31日(土)から4月7日(土)まで 投票日に、仕事やその他の理由で投票所に行って投票できない見込みの方は、期日前投票をすることができます。その際、入場券が届いている方は持参してください。 時 間 午前8時30分から午後8時まで(土・日曜日可) 場 所 市役所1階ロビー	4月16日(月)から4月21日(土)まで
投票所入場券	入場券は県議選は3月31日以降、市議選は4月15日以降に各有権者へ郵送します。受け取りましたら氏名・住所・投票所などを確認して、投票日に投票所へ持参してください。入場券は県議選、市議選の両選挙で各々郵送しますので大切に保管してください。なお、無投票となった場合は送付しません。	
開 票	即日開票：午後9時15分～ 場 所：谷村第一小学校体育館	即日開票：午後9時15分～ 場 所：谷村第一小学校体育館
そ の 他	立候補届出期間：3月30日 午前8時30分～午後5時 議員定数：都留市・南都留郡西桂町選挙区 2名	立候補届出期間：4月15日 午前8時30分～午後5時 議員定数：都留市選挙区 18名

投票所を確認しておきましょう

投票区	投票区の区域	投票所	投票区	投票区の区域	投票所
第1	田原1～4丁目、上谷4～6丁目、大字上谷	谷村工業高等学校	第10	小形山、田野倉、大原、田野倉団地	田野倉公民館
第2	上谷1～3丁目、中央1～3丁目、つる3丁目、川棚、旭ヶ丘	都留市役所	第11	馬場、曾雌、久保、神門、大平、朝日団地	盛里公民館
第3	中央4丁目、つる1、2、4、5丁目、下谷1～4丁目、大字下谷	都留市下谷体育館	第12	日影、日向、上手	与繩菅農指導センター
第4	法能、住吉町、日の出町、宮原、玉川、引の田、戸沢、サカサ玉川、中野団地	谷村第二小学校	第13	桂町、夏狩	農村環境改善センター
第5	熊井戸、緑町、小野、大津、細野、菅野、権現原、西海戸、熊井戸団地	都留文科大学附属小学校	第14	十日市場	十日市場公民館
第6	金井、中津森、下大幡、上大幡	宝公民館	第15	沖、宮下、古渡	古渡団地集会所
第7	加畑、平栗、厚原、サカサ平栗	厚原自治会館	第16	境	境公民館
第8	高畑	高畑自治会館	第17	四日市場、月見ヶ丘、富士見台	都留第二中学校
第9	古川渡、川茂、井倉、九鬼団地、井倉団地	禾生第一小学校	第18	蒼竜峽団地	蒼竜峽集会所

4月は統一地方選挙

都留市議会議員選挙のお知らせ

議員定数が18人に変わります

平成17年に都留市議会議員定数条例が改正され、今回の選挙から、これまでの定数22人から4人減少し定数18人となります。

選挙公報が発行されます

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見などが掲載され、候補者を選ぶうえで参考となるものです。

市選挙管理委員会では、今回の市議会議員選挙から選挙公報を発行します。この選挙では、4月18日(水)以降の各紙朝刊に折り込み、配付する予定です。

なお、新聞未購読世帯、新聞折り込みされなかった世帯は、市役所、各コミュニティセンターなどの公共施設に備えておきますのでご利用ください。

立候補予定者説明会を開催します

立候補の届け出が正確かつ迅速に行われるよう、立候補の手続き、選挙運動、選挙公営などについて説明を行う、「都留市議会議員選挙の立候補予定者説明会」を次のとおり開催します。立候補を予定している方や関係者は出席してください。

なお、会場の都合により候補者ごと3人以内の出席者をお願いします。

日時 3月23日(金) 午後2時～
場所 市役所3階 大会議室



④年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

⑤あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出す処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

①政治家の寄附禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除く。ただし、上記実費の補償のうち、食事や食事料の提供は禁止され、罰則の対象となります。)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
 - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めると同様です。

③後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出す処罰されます。

後援団体が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると処罰されます。

